

揭示期間 4.14 － 4.23

新潟市告示第304号

徴収事務委託の告示について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、新潟市東区プラザフリースペース使用料の徴収事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により、下記のとおり告示する。

令和7年4月14日

新潟市長 中原 八一

記

- 1 徴収事務受託者の名称及び主たる事務所の所在地
名称 労働者協同組合ワーカーズコープ・センター事業団
住所 東京都豊島区東池袋1丁目44番3号 池袋ISPタマビル
- 2 徴収事務を行わせる歳入
新潟市東区プラザフリースペース使用料
- 3 委託期間
令和7年4月1日から令和7年7月31日まで